

「施設の利用取り消し、利用料金の還付申請手続き」 における押印の廃止について

日頃は、当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、名古屋市では、新型コロナウイルス感染拡大防止や市民皆様の負担を軽減するため、申請・届出等の手続きにおける押印の廃止を進めております。

つきましては、下記のとおり令和 2 年 12 月 1 日（木）より、生涯学習センターにおいては「施設の利用取り消し、利用料金の還付申請手続き」の際の押印が不要となりましたのでお知らせいたします。

記

1 使用申請者本人が手続きを行う場合

- (1) 「使用許可書兼領収書」をご持参ください。
- (2) 本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証、敬老パス等）をご持参ください。
- (3) 印鑑の持参は不要です。

2 代理の方が手続きを行う場合

- (1) 「使用許可書兼領収書」をご持参ください。
- (2) 代理の方の本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証、敬老パス等）をご持参ください。
- (3) 次の①か②のいずれかの方法で行っていただきます。
 - ① 委任状（委任者・受任者双方の署名が必要）を提出してください。
用紙が必要な方は、事務室窓口へお申し出ください。
 - ② 申請者本人と代理の方との関係がわかるもの（団体名簿や社員証等）を提示してください。コピーを取らせていただきます。
団体名簿の用紙が必要な方は事務室窓口へお申し出ください。
- (4) 申請者および代理の方の印鑑も不要です。